

## 合併公告

甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.niraku.co.jp>

(乙) 掲 載 紙 官 報

掲載の日付 令和7年10月27日

掲 載 頁 49頁 (号外第238号)

令和7年10月27日

福島県郡山市方八町一丁目1番39号

(甲) 株式会社ニラク

代表取締役 谷口久徳

福島県郡山市方八町一丁目1番39号

(乙) 株式会社オーキューブ

代表取締役 原田雅章